

水質汚濁防止法届出のしおり

宮崎市 環境部 環境指導課 環境対策係

令和6年2月28日改訂

目 次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 | 水質汚濁防止法 | 1 |
| 2 | 届出の種類 | 4 |
| 3 | 届出の方法 | 5 |
| (1) | 届出書類 | 5 |
| (2) | 作成部数 | 5 |
| (3) | 提出先 | 7 |
| 4 | 届出後の注意 | 8 |
| (1) | 着工の制限期間 | 8 |
| (2) | 計画変更命令 | 8 |
| (3) | 届出の義務 | 8 |
| (4) | 排水基準の遵守 | 8 |
| (5) | 地下浸透の制限 | 8 |
| (6) | 測定義務等 | 8 |
| (7) | 構造等に関する基準の遵守と定期点検の実施義務 | 9 |
| 5 | 排水基準等 | 13 |
| (1) | 一律排水基準 | 13 |
| (2) | 上乘せ排水基準 | 13 |
| (3) | 窒素及び磷に係る排水基準 | 13 |
| (4) | 磷に係る排水基準 | 13 |
| (5) | 構造及び設備に関する基準・定期点検の方法 | 13 |
| 6 | 罰則 | 36 |
| 7 | 参考資料 | 37 |
| (1) | 水質汚濁防止法に定める特定施設 | 38 |
| (2) | 有害物質 | 49 |
| (3) | 指定物質 | 50 |
| (4) | 届出様式 | 52 |
| (5) | 排水量の算定方法 | 79 |
| (6) | 汚水処理方法 | 80 |
| (7) | 県内の分析機関 | 81 |
| (8) | 届出書提出先及び問い合わせ先一覧 | 82 |

1 水質汚濁防止法

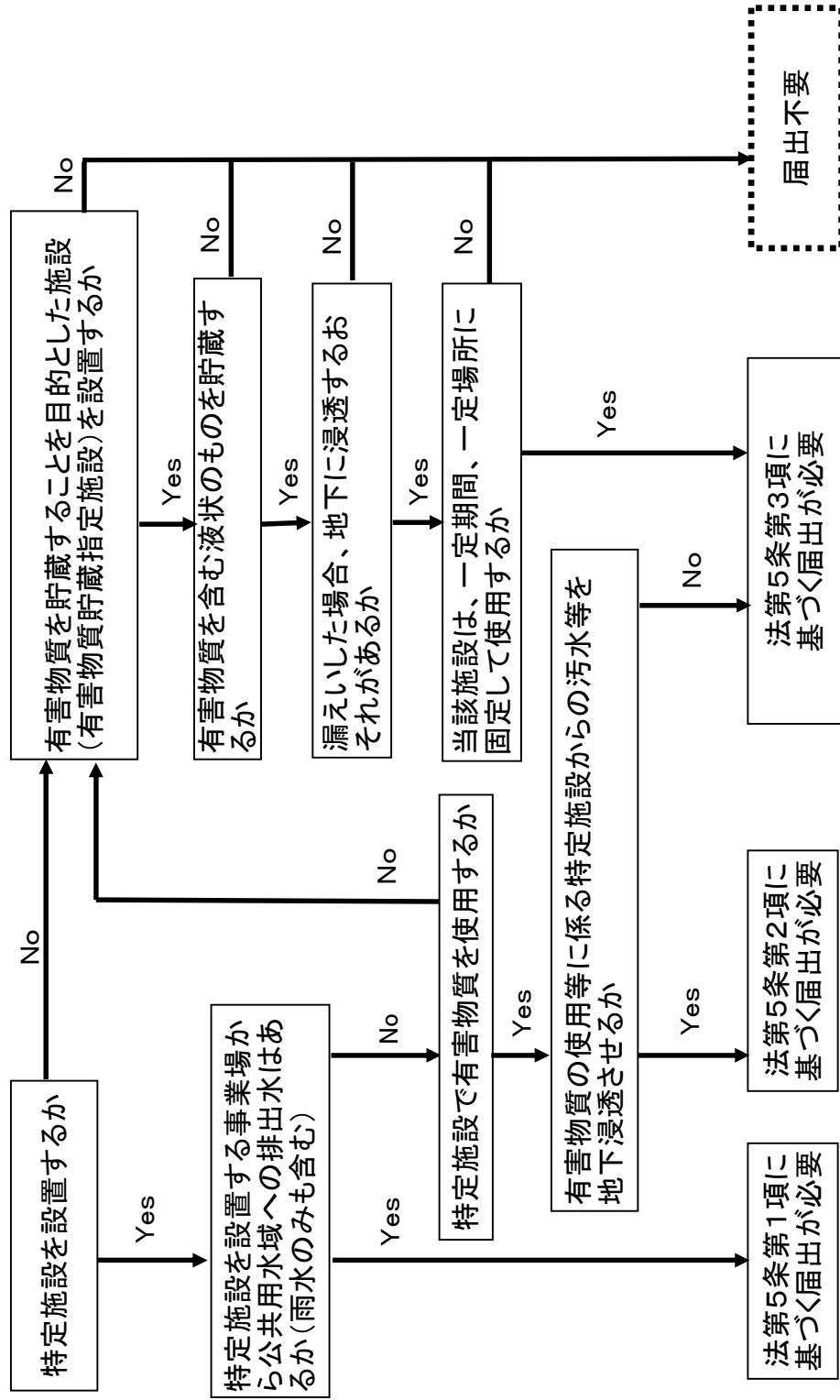
この法律は、工場や事業場から排出される排水や廃液により、河川や海、地下水が汚れるのを防止することを目的としています。

この法律における、工場や事業場に対する規制等の概要は次のとおりです。

- ① 汚水や廃液を排出する施設を設置している工場や事業場に対する届出の義務付け及びこれらの工場や事業場から河川や海へ排出される水及び地下に浸透させる水に対する水質の規制
- ② 有害物質を使用又は貯蔵する施設を設置している工場や事業場に対する届出の義務付け及びこれらの施設の構造基準の遵守や定期点検の義務付け
- ③ 施設の破損やその他の事故により、工場や事業場から有害物質、指定物質又は油を含む水が、河川や海に排出され又は地下に浸透した場合、直ちに、引き続く有害物質、指定物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずること、並びに事故の状況及び講じた措置の概要についての届出の義務付け（78 頁参照）
- ④ 有害物質により汚染された地下水による人の健康に係る被害を防止するため、地下水の水質の浄化のために必要な措置の規定

このうち、①、②の届出の義務付けについては、次の頁の届出対象施設判定フローチャートに当てはまる事業者の方が対象となります。詳しい内容については 4 頁以降をごらんください。

届出対象施設判定フローチャート



※下水道の処理方式が合流式の区域に特定施設を設置する場合は、届出は必要ありません。
ただし、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、下水道の処理方式が合流式及び分流式のいずれの区域においても届出が必要になります。

〔用語の説明〕

「特定施設」……水質汚濁防止法施行令別表第1（38頁参照）の施設。

「有害物質」……水質汚濁防止法施行令第2条に定める物質（49頁参照）。

「指定物質」……水質汚濁防止法施行令第3条の3に定める物質（50頁参照）。

「特定事業場」……特定施設を設置している工場又は事業場。

「有害物質使用特定施設」……有害物質を製造し、使用し、又は処理している特定施設。

「有害物質貯蔵指定施設」……有害物質を含む液状の物を貯蔵している施設。

「公共用水域」……河川・湖沼・海域等の工場や事業場の敷地外の水域や水路をいう（公共下水道を除く）。

「排水」……特定事業場から排出されるすべての水のことで、事務所排水や雨水も排水に含まれる。

「公共下水道」……下水処理場へ接続されている下水道。

「合流式」……汚水と雨水を同じ管で運ぶ方式。すべての水が下水処理場まで運ばれる。

「分流式」……汚水と雨水をそれぞれ別の管で運ぶ方式。汚水は下水処理場まで運ばれ、雨水は川などに直接放流される。

③の事故時の措置については、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者に適用されます。

具体的には、汚水や排水を排出する施設を設置していない事業場でも、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設を設置する事業場や、油を貯留する施設や油と水を分離する施設を設置している事業場は、事故時の措置や届出の対象になります。なお、ここでいう「油」とは、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油のことです。

④の地下水浄化の必要な措置については、特定事業場において有害物質を含んだ水の地下への浸透があった場合、都道府県知事は特定施設の設置者及び設置者であった者等（汚染原因者）に対して、地下水の水質の浄化を命ずることができると規定されています。

※ みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例に定める「汚水等排出施設」について

「汚水等排出施設」は以下の通りです。

- ・ 高等学校及び中等教育学校（後期課程のみ）の理化学実験のための施設
- ・ 工場及び事業場並びに病院の理化学の試験研究及び理化学的検査の用に供する施設

水質汚濁防止法に基づく特定施設と同様の届出が必要です。（ただし、特定施設の場合と異なり、下水道に接続している汚水等排出施設については、届出は不要です。）

また、排水基準についても特定施設と同じ基準が適用されます。

詳しくは、市環境指導課までお問い合わせください。

2 届出の種類

届出の必要な事業者は、表1のような届出をしなければなりません。

それぞれ届出の期限がありますので厳守してください。

また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は罰せられることもありますので注意してください（36頁表9参照）。

[注意事項]

- ① 特定施設の設置又は構造等の変更をする場合は、届出が受理されても60日間は設置又は構造等変更の工事に着手することはできません。この期間内に工事に着手したい場合は、別に「期間短縮願」を提出してください。（76頁参照）
- ② 期間短縮が認められる場合でも20日間程度の日数が必要となります。

表1 水質汚濁防止法に基づく届出一覧表

| | 届出を必要とする場合 | 届出の時期 | 法律条文 | 様式 |
|---|---|------------------|-----------------|---------------------------------|
| 1 | 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)を設置しようとする場合 | 設置の60日以前 | 第5条第1項、第2項及び第3項 | 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届出書 (様式第1) |
| 2 | 一つの施設が特定施設となった際又は一つの施設が有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設となった際、現にその施設を設置(工事中を含む。)している場合 | 特定施設となった日から30日以内 | 第6条第1項 | 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用届出書 (様式第1) |
| 3 | 上記届出を行った特定施設等の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統を変更しようとする場合 (公共下水道への接続を含む ^{※1}) | 変更の60日以前 | 第7条 | 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)変更届出書 (様式第1) |
| 4 | 上記1, 2の届出を行った者に次の変更があった場合(①氏名、②名称、③住所、④法人にあっては、その代表者の氏名、⑤工場又は、事業場の名称、⑦工場又は事業場の所在地) | 変更した日から30日以内 | 第10条 | 氏名等変更届出書 (様式第5) |
| 5 | 上記1, 2の届出を行った特定施設の使用を廃止した場合 ^{※2} | 使用を廃止した日から30日以内 | 第10条 | 特定施設使用廃止届出書 (様式第6) |
| 6 | 上記1, 2の届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続、合併等によって、その届出に係る特定施設を承継した場合 | 承継があった日から30日以内 | 第11条第3項 | 承継届出書 (様式第7) |

※1 501人槽以上のし尿浄化槽を設置している事業者が、公共下水道に接続し、し尿浄化槽を使用しなくなる場合は廃止届となります。

※2 有害物質を使用、製造又は処理する特定施設を廃止する等した場合は、土壌汚染対策法の規定に基づく土壌汚染状況調査の義務が生じ、原則的に当該使用等していた有害物質に係る土壌汚染状況調査を行う必要があります。

3 届出の方法

(1) 届出書類

届出の内容により、次のような書類が必要です。

| 届出の種類 | 届出書類 | |
|----------|-------------------------------|---|
| 設置届 | 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届出書(様式第1) | 別紙1~4、6(有害物質を含む汚染等の地下浸透を行う場合:別紙7~11、有害物質使用特定施設の場合:別紙1の2、有害物質貯蔵指定施設の場合:別紙12~15)、別図、その他参考事項、変更説明書(変更届の場合) |
| 使用届 | 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用届出書(様式第1) | |
| 変更届(構造等) | 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)変更届出書(様式第1) | |
| 氏名等変更届 | 氏名等変更届出書(様式第5) | |
| 使用廃止届 | 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書(様式第6) | |
| 承継届 | 承継届出書(様式第7) | |

※ 届出書の用紙は、宮崎市HP(<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>)にあります。巻末の届出書様式をコピーして使用することもできます。

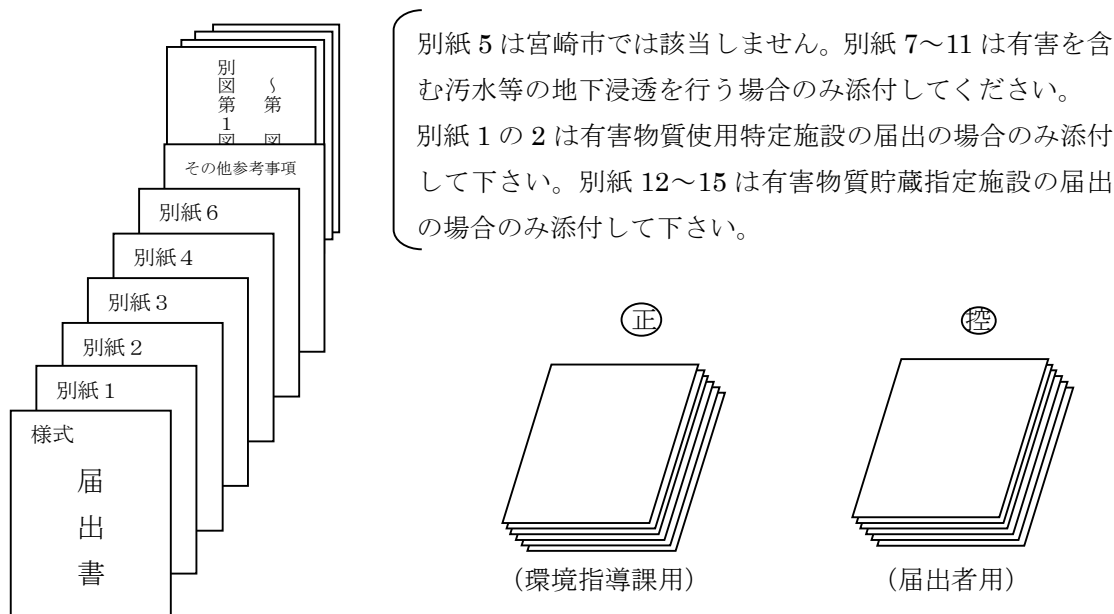
※ 排水水を公共下水道(分流式)へ排出する場合は、下水道法に基づく特定施設設置届出書(控え)の添付によって、届出内容を簡略化できる場合があります。詳しくは市環境指導課へお問い合わせください。

※ 既に設置届がされている場合で公共下水道(分流式)へ接続する場合は、変更届(構造等)を提出してください。

(2) 作成部数

届出書は次のように2部作成してください。大きさはA4とします。

(図面等もA4の大きさに折りまげてください。)



- ・別紙 1, 1 の 2, 2 は特定施設、別紙 3, 4, 6 は汚水等の処理の方法についての記入欄です。「その他参考事項」は工場又は事業場の概要を記入する欄です。別紙 1 の 2 は有害物質使用特定施設に該当する場合記入して下さい。別紙 5 は宮崎市では該当しません。
- ・別紙 12, 13, 14 は有害物質貯蔵指定施設、別紙 15 は排水の系統についての記入欄です。
- ・図表は番号（別紙中と「その他参考事項」中の図表番号と整合させること）をつけて「その他参考事項」の次に綴じてください。
- ・添付図関係

届出の内容によって必要なものを整備して、A4 の大きさに折りまげてください。

イ：周辺の見取図

事業場の近くの目標物（駅・バス停・国道など）及び、排水の排出先河川などを含む範囲で作成してください。

ロ：建物・施設の配置及び用排水の系路図

敷地境界線を含む範囲で作成してください。

建築物、特定施設、排水処理施設の配置及び色分けした主要な用排水の系路を記入してください。

また、特定施設に関連する主要装置・機械についても、必要な範囲で記入してください。

必要であれば別に詳細図（建屋内施設配置など）を作成してください。

ハ：特定施設の構造概要図

特定施設の構造を示す図面で、メーカーの設計図面、カタログなどや材質、能力、主要寸法などを記載した仕様書を添付してください。

簡単な構造のものは手書き図面でも十分です。

ニ：廃水処理施設の構造概要図

汚水等の処理を行う施設の構造図です。沈でん槽など簡単なものについては手書きのもので十分です。

生物処理など高度の処理施設については、メーカーの設計図面、処理フローシート、設計計算書、仕様書などを添付してください。

ホ：特定施設を含む操業の系統図

生産・加工など事業の内容をフローシート（作業工程図）として表したものです。

汚水等の発生源となる特定施設や工程には、そこから排出される水量及び水質をできる限り記入してください。

ヘ：汚水等の処理系統図

汚水等の処理のフローシート（処理工程図）です。

複数の排水処理系列がある場合は各系列ごとに汚水等の発生源や処理施設への水量とその水質及び処理水量とその水質を区別できるように記入してください。

ト：用水及び排水の系統図

別紙 6 の内容（用水の種類及び量）を、放流先まで含めた系統図（用途別排水量）として表にしてください。排水基準の適用を受ける事業場については、用排水収支図を作成してください。

なお、内容の簡単なものでは図面を併用することができます。

チ：地下浸透について

有害物質を含む汚水等の地下浸透については、市環境指導課 と十分に相談してください。

リ：有害物質使用特定施設等の管理要領について

有害物質を使用又は貯蔵する施設を設置する場合、施設の構造基準、点検頻度、目視による点検ができない場合の点検方法など必要に応じて作成してください。

(3) 提出先

市環境指導課に、2部提出してください。うち1部はお返ししますが、次の届出の際に必要ですので、控えとして大切に保存しておいてください。

4 届出後の注意

(1) 着工の制限期間

特定施設等の設置又は構造等の変更をする場合は、届出が受理された日から 60 日間は工事に着手することができません。

ただし、この期間内に工事に着手したい場合は別に「期間短縮願」(76 頁参照)を提出してください。内容が相当と認められるときは、実施の制限期間を短縮する旨通知します。

(2) 計画変更命令

市では、汚水等の処理の方法など、届出の内容について審査し、排水が排水基準に適合しないと認めるときは計画の変更(計画の廃止を含む。)を届出者に命ずることがあります。

(3) 届出の義務

届出には表 1 (4 頁参照)のような種類がありますので、その都度、定められた届出をしてください。

特に代表者の交代、特定施設の更新の際など忘れずに届出をしてください。

なお、公共下水道へ接続する場合も構造等の変更届または廃止届が必要です。

(4) 排水基準の遵守

有害物質を含む排水を排出する特定事業場及び日間平均排水量が 50m³以上の特定事業場からの排水については表 4 (14~15 頁参照)のように項目ごとに排水基準が設定されています。

この排水基準に適合しない排水を排出するおそれがある場合や、排出した場合には、行政措置(改善命令など)や罰則(36 頁参照)の対象となります。

排水基準の適用されない事業場においても、河川や海を汚さないようにし、周囲から苦情などを受けないようにしてください。

(5) 地下浸透の制限

有害物質を含む水は、地下に浸透することはできません。

地下に浸透させる場合には、表 5 (16~18 頁参照)のように厳しい基準が設定されています。

(6) 測定義務等

排水基準の適用を受ける特定事業場については、1 年に 1 回以上(旅館業(温泉を利用する者に限る。))については、一部の事項について 3 年に 1 回以上)、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第 1 別紙 4 により届け出た項目の排水の水質の測定義務があり、測定結果を記録(3 年間保存)しておかなければなりません(10 頁様式第 8 参照)。

なお、宮崎市では表 2 (11 頁参照)のとおり測定回数の大まかな目安を定めていますが使用原料、薬品、排水量規模、水質変動などを考慮して決め、排水の自主管理を十分行えるようにしてください。

また、廃水処理施設の維持管理については、排水基準に適合することはもちろんのこと、よりよい排水となるよう、管理日報を整備するなど、常に十分な注意をしてください(12 頁表 3 参照)。

(7) 構造等に関する基準の遵守と定期点検の実施義務

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している事業者は、表 8（22 頁～35 頁参照）のように有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守するとともに、定期的に点検し、その結果を記録（3 年間保存）しなければならないこととされています。

この構造基準に適合しない場合や、定期点検を実施しない場合には、行政措置（改善命令など）や罰則（36 頁参照）の対象となります。

構造基準等の内容については、環境省のホームページ（<https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/manual.html>）にマニュアル（「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」）が掲載されていますので、そちらをご確認ください。

事故時の措置事故等により公害が発生したり、発生するおそれがある場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、市環境指導課に報告してください。（参考様式：78 頁参照）

様式第 8 (第 9 条関係)

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態 (特定地下浸透水の汚染状態)

| 測定年月日 及び時刻 | 測 定 場 所 | | 特定施設の 使用状況 | 採 水 者 | 分 析 者 | 測 定 項 目 | | | | 備 考 |
|---------------|---------|------------------------------|---------------|-------------|-------------|---------|--|--|--|--------|
| | 名 称 | 排 水 量 (m ³ /日) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

- 備考 1 採水年月日と分析年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。
 ※ 計量法に基づく計量証明事業場から、計量証明書 of 交付を受けた場合は、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができます。

表 2 水質汚濁防止法第 14 条の規定による排水水の自主測定の項目及び回数について

水質汚濁防止法第 14 条の規定に基づく排水水の測定について、測定の項目及び回数に関する指導基準は、次のとおりとする。

1 測定項目

生活環境項目及び有害物質の測定項目は次のとおりとする。

(1) 生活環境項目

pH、BOD (海域への放流については COD)、SS、大腸菌群数及び排水水中に含まれるその他の項目

(2) 有害物質

① 原材料・製品 (不純物を含む。) に含まれている有害物質

② 副生物 (不純物を含む。) ・二次生成物として発生する又は発生するおそれのある有害物質

※1 「含まれている」及び「発生する又は発生するおそれのある」の判断については、当分の間、告示等で定められている測定法による定量下限値以上の濃度とする。

※2 下水道終末処理場については、当分の間、不明な全ての項目を対象とする。

2 測定回数を目安

| 排 出 水 量 | 回 数 |
|--|----------|
| 1,000m ³ /日以上（生活環境項目について適用） | 毎月 1 回以上 |
| 500m ³ /日以上 1,000m ³ /日未満（ " ） | 年に 8 回以上 |
| 100m ³ /日以上 500m ³ /日未満（ " ） | 年に 6 回以上 |
| 50m ³ /日以上 100m ³ /日未満（ " ） （上乗せ条例によるスソ切りのある場合には 25m ³ /日以上とする。） | 年に 4 回以上 |
| 有害物質を排出するおそれのあるもの（クリーニング業等を除く。） （地下への浸透を含む。） | 毎月 1 回以上 |
| 有害物質を排出するおそれのあるもの（クリーニング業等） | 年に 2 回以上 |
| <p>注 1. 漬物工場の漬込期、焼酎工場の最盛期など負荷に変動のある事業については、負荷の大きくなる時期を必ず含むこと。</p> <p>2. 公害防止協定等で、上記の回数より多い場合は当該公害防止協定等によること。</p> <p>3. 分析機関は原則として計量証明の事業の登録をしてある事業所とすること。</p> <p>4. 副生物・二次生成物として発生又は発生するおそれのある有害物質の項目のうち公共用水域に排出するものについては、その検出値が排出基準の 100 分の 1 以下（概ね環境基準の 10 分の 1 以下）の桁の場合、年に 2 回以上を限度とし、適宜、測定回数を減ずることができること。 ただし、異常な数値が確認されたとき又は生産工程、排出処理施設の変更等を行った場合は、必要に応じて測定回数を増やすこと。</p> <p>5. その他、施設又は業種による測定回数等は次のとおりとする。</p> <p>①し尿処理施設 排出水量が 50m³/日以上の場合は、アンモニウム化合物等（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物）について年 2 回以上実施すること。その他の項目については排出水量に応じた回数で実施すること。</p> <p>②温泉を利用する旅館業 排出水量が 50m³/日以上であって浴槽水（洗い場排水を除く）のみの排出の場合は、年 2 回以上実施すること。</p> | |

表 3 廃水処理施設の維持管理についての検討事項

| 基本事項 | | 備考 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|---|
| 1 処理施設の維持管理の徹底を図る。 | (1) 運転日報を整備し、適切に管理する。 | 運転日報では、重要機器の運転状況、原材料在庫、処理原水と処理水の水質等を毎日確認する。 |
| | (2) 作業標準を作成し、その周知徹底を図る。 | 特に運転状態が異常の場合の緊急措置についても定めておく。 |
| | (3) 管理体制の強化 | 処理施設副管理者を定めておく。 |
| | (4) 最適運転条件を掌握し、的確に保持する。 | 例えば、生物処理施設における冬季水温低下に対する対応策を的確にする。 |
| | (5) 原水濃度の均一化を図る。 | 原水調整槽の適切な容量確保等により、原水濃度の均一化を図る。 |
| 2 処理施設の安全率（信頼性）の向上を図る。 | (1) 重要機器には、予備機を設置する。 | 特に重要なポンプ等については予備機を設置する。 |
| | (2) 重要な制御箇所は、自動化する。 | 原水の pH 制御等 |
| | (3) 重要機器については、緊急遮断装置を連動させ、警報機を設置する。 | 例えば、活性汚泥装置では、原水フィードポンプ、曝気用送風機、返送汚泥ポンプ等を緊急時には、連動して遮断するよう回路を配線し、警報機を設置する。 |
| | (4) 老朽機器等は的確に取り替える。 | |
| 2 操業の休止・停止時における処理施設の適切な保全を図る。 | | 操業の休停止時においても適切に保全し、スタート時のトラブルを避けること。 |
| 3 処理施設の処理能力に対し、現状負荷が適切であるかどうかの確認をする。 | | 生産量の漸進、生産設備の増強等には、処理施設の能力を常に念頭におき、適宜、確認する。 |
| 4 公害防止組織の設備を図り、従業員の訓練等をも実施し、的確に運用する。 | | 生産部門と排水処理部門との日常、異常時の連携、上層部までの指揮系統等適切に行う。 |

5 排水基準等

(1) 一律排水基準

水質汚濁防止法によって、全国の全水域について一律の排水基準が定められています（14 頁表 4 参照）。有害物質については排水量に関係なく適用されますが、生活環境項目については排水量 50 m³/日以上の特特定業場について適用されます。

また、有害物質を含む排水を地下に浸透させることはできません（16 頁表 5 参照）。

(2) 上乘せ排水基準

五ヶ瀬川下流域及び大淀川上流域にある水質汚濁防止法の特特定業場については、上乘せ条例により一律排水基準よりきびしい上乘せ排水基準が適用されます（19～21 頁表 6、表 7 及び図 1 参照）。

※宮崎市内での適用はありません。

(3) 窒素及び磷に係る排水基準

尾末湾、大野川、川内川及び耳川水系上椎葉ダム貯水池に流入する区域内の排水量 50m³/日以上の特特定業場について、窒素及び磷の排水基準が適用されます（21 頁図 1 参照）。

※宮崎市内での適用はありません。

(4) 磷に係る排水基準

県内の 17 の湖沼及びダム貯水池が磷の規制対象湖沼に指定されていますので、これらに流入する区域内の排水量 50m³/日以上の特特定業場については、磷の排水基準が適用されます（21 頁図 1 参照）。

※宮崎市内での適用はありません。

(5) 構造及び設備に関する基準・定期点検の方法

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に関する構造基準及び定期点検の方法（22～35 頁表 8 参照）。

表4 一律排水基準

(1) 有害物質

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|--|------------|
| カドミウム及びその化合物 | 0.03 mg/L |
| シアン化合物 | 1 mg/L |
| 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) | 1 mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 0.1 mg/L |
| 六価クロム化合物 ※1 | 0.5 mg/L |
| 砒素及びその化合物 | 0.1 mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005 mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003 mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.1 mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.1 mg/L |
| ジクロロメタン | 0.2 mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.02 mg/L |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.04 mg/L |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 1 mg/L |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/L |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 3 mg/L |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.06 mg/L |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0.02 mg/L |
| チウラム | 0.06 mg/L |
| シマジン | 0.03 mg/L |
| チオベンカルブ | 0.2 mg/L |
| ベンゼン | 0.1 mg/L |
| セレン及びその化合物 | 0.1 mg/L |
| ほう素及びその化合物 (海域以外の公共用水域に排出されるもの) ※2 | 10 mg/L |
| 〃 (海域に排出されるもの) | 230 mg/L |
| ふっ素及びその化合物 (海域以外の公共用水域に排出されるもの) ※2 | 8 mg/L |
| 〃 (海域に排出されるもの) | 15 mg/L |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※2 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量) | 100 mg/L |
| 1, 4-ジオキサン | 0.5 mg/L |

※1 六価クロム化合物について、令和6年4月1日から排水基準が0.2mg/Lとなります。現に設置されている事業場については令和6年9月30日までは従前の基準が適用されます。(一部の業種は令和7年3月31日もしくは令和9年3月31日まで従前の基準が適用されます。)

※2 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物について、一部の業種は令和7年6月30日までは暫定排水基準が適用されます。

(2) 生活環境項目

| 項 目 | 許 容 限 度 |
|---|---|
| 水素イオン濃度 (pH) | 海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下 |
| 生物化学的酸素要求量 (単位 1L につき mg) (BOD) | 160 (日間平均 120) |
| 化学的酸素要求量 (単位 1L につき mg) (COD) | 160 (日間平均 120) |
| 浮遊物質 (単位 1L につき mg) (SS) | 200 (日間平均 150) |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1L につき mg) | 5 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1L につき mg) | 30 |
| フェノール類含有量 (単位 1L につき mg) | 5 |
| 銅含有量 (単位 1L につき mg) | 3 |
| 亜鉛含有量 (単位 1L につき mg) | 2 |
| 溶解性鉄含有量 (単位 1L につき mg) | 10 |
| 溶解性マンガン含有量 (単位 1L につき mg) | 10 |
| クロム含有量 (単位 1L につき mg) | 2 |
| 大腸菌群数 (単位 1cm ³ につき 個) | 日間平均 3,000 |
| 窒素含有量 (単位 1L につき mg) | 120 (日間平均 60) |
| リン含有量 (単位 1L につき mg) | 16 (日間平均 8) |

※ 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※ 生活環境項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

※ 亜鉛含有量について、電気めっき業は令和6年12月10日までは暫定排水基準が適用されます。

※ 窒素含有量及びリン含有量については、特定の地域(図1参照)についてのみ適用され、一部の業種は令和10年9月30日までは暫定排水基準が適用されます(特定海域及びこれに流入する公共用水域に限る)。

表5 特定地下浸透水に係る検定方法及び検出されるとする濃度

特定地下浸透水に係る検定方法は、下に示す表の左欄の物質ごとに同表の中欄に掲げるとおりとし、検出されるとする濃度は右欄に掲げる値以上とする。

| 有害物質の種類 | 検定方法 | 検出されるとする濃度 |
|---|--|------------|
| カドミウム及びその化合物 | 日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法 (ただし、規格 55.1 に定める方法にあつては規格 55 の備考 1 に定める操作を、規格 55.3 に定める方法にあつては規格 52 の備考 9 に定める操作を行うものとする。) | 0.001mg/L |
| シアン化合物 | 規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「環境基準告示」という。) 付表 1 に掲げる方法 | 0.1 mg/L |
| 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る) | 昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号 (環境大臣が定める排水基準に係る検定方法) (以下「排水基準告示」という。) 付表 1 に掲げる方法 | 0.1 mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 規格 54 に定める方法 (ただし、規格 54.1 に定める方法にあつては規格 54 の備考 1 に定める操作を、規格 54.3 に定める方法にあつては規格 52 の備考 9 に定める操作を行うものとする。) | 0.005mg/L |
| 六価クロム化合物 ※令和 6 年 4 月 1 日施行 | 日本産業規格 K010213 の 24.3.1 に定める方法 (着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、日本産業規格 K010213 の 24.3.3.4b) 及び日本産業規格 K010213 の 24.2 (日本産業規格 K010213 の 24.2.2 は除く) に定める方法) 又は日本産業規格 K010213 の 24.3.2 に定める方法 (ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、日本産業規格 K0170-7 の 7a) 又は b) に定める操作を行うものとする。) | 0.01 mg/L |
| 砒素及びその化合物 | 規格 61 に定める方法 | 0.005mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 | 環境基準告示付表 2 に掲げる方法 | 0.0005mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 環境基準告示付表 3 及び排水基準告示付表 3 に掲げる方法 | 0.0005mg/L |
| ポリ塩化ビフェニル | 環境基準告示付表 4 に掲げる方法 | 0.0005mg/L |
| トリクロロエチレン | 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 | 0.002 mg/L |
| テトラクロロエチレン | 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 | 0.0005mg/L |
| ジクロロメタン | 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.2 に定める方法 | 0.002 mg/L |

| 有害物質の種類 | 検定方法 | 検出される とする濃度 |
|-------------------------------|--|---|
| 四塩化炭素 | 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 | 0.0002mg/L |
| 1, 2-ジクロロエタン | 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法 | 0.0004mg/L |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 | 0.002 mg/L |
| 1, 2-ジクロロエチレン | シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法 | シス体・ トランス体 0.004 mg/L |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 | 0.0005mg/L |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法 | 0.0006mg/L |
| 1, 3-ジクロロプロパン | 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法 | 0.0002mg/L |
| チウラム | 環境基準告示付表 5 に掲げる方法 | 0.0006mg/L |
| シマジン | 環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 | 0.0003 mg/L |
| チオベンカルブ | 環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 | 0.002 mg/L |
| ベンゼン | 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 | 0.001 mg/L |
| セレン及びその化合物 | 規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法 | 0.002 mg/L |
| ほう素及びその化合物 | 規格 47 に定める方法 | 0.2 mg/L |
| ふっ素及びその化合物 | 規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。)、34.2 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1000mL としたものを用い、日本産業規格 K017016 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注 ⁽²⁾ 第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法及び環境基準告示付表 7 に掲げる方法 | 0.2 mg/L |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格 42.2、42.3、42.5、42.6 又は 42.7 に定める方法 (ただし、42.2、42.6 または 42.7 に定める方法により測定する場合において、規格 42.1c) の蒸留操作を行うときは、規格 42 の備考 2 及び備考 3 に規定する方法を除く。) により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格 43.1 に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度 | アンモニア性窒素 0.7 mg/L 亜硝酸性窒素 0.2 mg/L 硝酸性窒素 0.2 mg/L |

| | | |
|-----------|--|------------|
| | に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格 43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法 | |
| 塩化ビニルモノマー | 平成9年3月環境庁告示第10号(地下水の水質汚濁に係る環境基準について)付表に掲げる方法 | 0.0002mg/L |
| 1,4-ジオキサン | 環境基準告示付表8に掲げる方法 | 0.005 mg/L |

表 6 五ヶ瀬川水域に係る上乘せ排水基準

※宮崎市内での適用はありません。

| 区 分 | 項目及び許容限度 (単位 1Lにつき mg) | | | | | | |
|--|------------------------|-----|----------------|-----|------------|-----|----------|
| | 化学的 酸素要求量 | | 生物化学的 酸素要求量 | | 浮遊物質 | | 銅 含有量 |
| | 日 間 平 均 | 最 大 | 日 間 平 均 | 最 大 | 日 間 平 均 | 最 大 | 最 大 |
| 火薬 (雷管を除く。)、医薬品添加物及び食品添加物の製造業 | 40 | 60 | 40 | 60 | 50 | 70 | |
| 化学繊維 (ナイロン 66 を除く。) 及び医薬品の製造業 | 120 | 160 | 50 | 70 | 60 | 80 | 1.5 |
| 化学肥料、硝酸、か性ソーダ、塩素、塩酸及びサランの製造業 | 25 | 35 | 20 | 25 | 40 | 50 | |
| 化学繊維 (ナイロン 66 に限る。)、火薬 (雷管に限る。) 及び合成樹脂 (ポリアミド樹脂に限る。) の製造業 | 120 | 160 | 50 | 70 | 50 | 70 | |
| そ の 他 の 製 造 業 | 20 | 30 | 20 | 30 | 50 | 70 | |
| <p>備 考</p> <p>1 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令 (昭和 46 年総理府令第 35 号) 第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>2 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>3 この表に掲げる上乘せ排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> | | | | | | | |

| 区 域 | 範 囲 |
|--------|---|
| 五ヶ瀬川水域 | 延岡市神戸町 47 番地の 29 地先黒礁と延岡市赤水町 293 番地の 1 地先鞍掛岬を結んだ直線及び陸岸により囲まれた延岡湾並びにこれに流入する公共用水域 (川島橋 (左岸-延岡市川島町 3518 番地の 2 地先、右岸-延岡市無鹿町 1 丁目 3351 番地の 6 地先) から上流の北川、栗野名堰堤 (左岸-延岡市中川原町 5 丁目 5378 番地地先、右岸-延岡市中川原 5 丁目 5417 番地地先) から上流の祝子川、亀井橋 (左岸-延岡市北小路 3635 番地の 2 地先、右岸-延岡市東本小路 96 番地の 5 地先) から上流の五ヶ瀬川、大瀬橋 (左岸-延岡市柳沢町 2 丁目 6 番地の 7 地先、右岸-延岡市大瀬町 1 丁目 3 番地の 22 地先) から上流の大瀬川及び沖田橋 (左岸-延岡市小野町 6438 番地の 2 地先、右岸-延岡市小野町 5327 番地の 5 地先) から上流の沖田川を除く。) |

表 7 大淀川水域に係る上乗せ排水基準

※宮崎市内での適用はありません。

| 区 分 | | 項目及び許容限度 | | | | | |
|--|--|-------------------|---------------------------|-----|----------------------|-----|----------------------------------|
| | | 水素イオン濃度 (水素指数) | 生物化学的酸素要求量 (単位 1L につき mg) | | 浮遊物質量 (単位 1L につき mg) | | 大腸菌群数 (単位 1cm ³ につき個) |
| | | | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 |
| 昭和 56 年 8 月 1 日 前に設置されている 特定事業場 (特定施設の設置の 工事をしているもの を含む。) | 排出水量 50m ³ 以上のもの | | 30 | 40 | 40 | 60 | |
| | 排出水量 25m ³ 以上 50m ³ 未満 のもの | 5.8 以上 8.6 以下 | 120 | 160 | 150 | 200 | 3,000 |
| 昭和 56 年 8 月 1 日 以降に設置される特 定事業場 | 排出水量 50m ³ 以上のもの | | 20 | 25 | 30 | 40 | |
| | 排出水量 25m ³ 以上 50m ³ 未満 のもの | 5.8 以上 8.6 以下 | 120 | 160 | 150 | 200 | 3,000 |

備 考

- この表において「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第 2 条第 5 項に規定する特定事業場をいう。
- 「特定施設」とは、同条第 2 項に規定する特定施設をいう。
- 「排出水量」とは、特定事業場から排出される 1 日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者（施設の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、当該施設が特定施設となった日から 1 年間は適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときには、この限りではない。

| 区 域 | 範 囲 |
|-----------|---|
| 大 淀 川 水 域 | 宮崎県と鹿児島県の境から樋渡橋（左岸一都城市高崎町大字縄瀬字鳩越 4100 番地の 1 地先、右岸一都城市高城町大字有水字宮田島 850 番地の 1 地先）に至る区間の大淀川及びこれに流入する公共用水域 |

図1 上乗せ対象区域及び窒素・燐の規制対象地区

※宮崎市内での適用はありません。

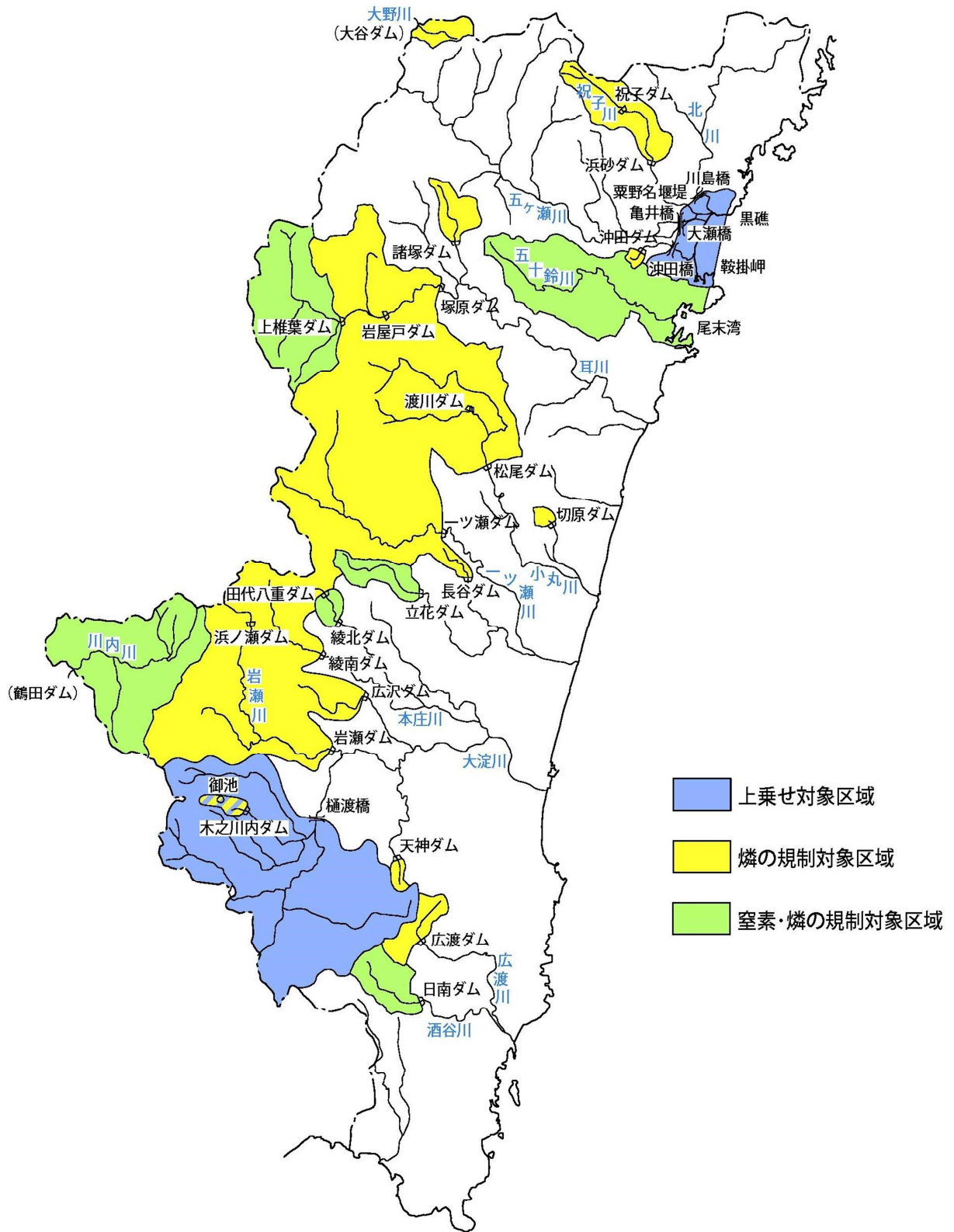


表 8

1-1 床面及び周囲（新設）

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 | | |
|--|---|---|-------------------------------|----------------|
| <p>A 基準</p> | <p>第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 防液提、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液提等」という。）が設置されていること。</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> | <p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> | | |
| | | <p>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備</p> | <p>点検を行う事項</p> | <p>点検の回数</p> |
| | | <p>一 施設本体が設置される床面及び周囲（第八条の三ただし書きに規定する場合を除く。）</p> | <p>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</p> | <p>一年に一回以上</p> |
| | | | <p>防液提等のひび割れその他の異常の有無</p> | <p>一年に一回以上</p> |
| <p>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備</p> | <p>点検を行う事項</p> | <p>点検の回数</p> | | |
| <p>二 施設本体が設置される床面及び周囲（第八条の三ただし書きに規定する場合に限る。）</p> | <p>床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無</p> | <p>一年に一回以上</p> | | |

1-2 床面及び周囲（既設）

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|--|-----------------------------------|---------|-------|--------------------|----------------------------|---------|--------------------|---------|
| A 基準 | 第八条の三に適合すること | 第九条の二の二の規定に基づく点検 | | | | | | | | |
| B 基準 | <p>(附則) 第三条 施設本体（この省令の施行の際現に存するものに限る。）が設置されている床面及び周囲のうち新規則第八条の三に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以下の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。</p> <p>ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。</p> | <p>(附則) 第三条(左欄からの続き)</p> <p>2 前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）による改正後の水質汚濁防止法(以下「新法」という。)第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の一の項から三の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 施設本体が設置される床面及び周囲</td> <td>床面のひび割れ、被覆の損傷 その他の異常の有無</td> <td>一年に一回以上</td> </tr> <tr> <td>防液堤等のひび割れその他の異常の有無</td> <td>一年に一回以上</td> </tr> </tbody> </table> | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | 一 施設本体が設置される床面及び周囲 | 床面のひび割れ、被覆の損傷 その他の異常の有無 | 一年に一回以上 | 防液堤等のひび割れその他の異常の有無 | 一年に一回以上 |
| 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | | | | | | | | |
| 一 施設本体が設置される床面及び周囲 | 床面のひび割れ、被覆の損傷 その他の異常の有無 | 一年に一回以上 | | | | | | | | |
| | 防液堤等のひび割れその他の異常の有無 | 一年に一回以上 | | | | | | | | |

| | | | |
|---|--|---------------------------------|--|
| <p>二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。</p> | <p>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</p> | <p>点検を行う事項</p> | <p>点検の回数</p> |
| | <p>二 施設本体</p> | <p>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</p> | <p>一年に一回以上</p> |
| | | <p>施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p> | <p>一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。</p> |

2-1 施設本体（新設）

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--------------------------|---|-----------------------------------|---------|-------|--------|--------------------------|---------|------------------------|---------|
| A 基準 | — | <p>（点検事項及び回数）</p> <p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三 施設本体</td> <td>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td>一年に一回以上</td> </tr> <tr> <td>施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>一年に一回以上</td> </tr> </tbody> </table> | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | 三 施設本体 | 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 | 一年に一回以上 | 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 一年に一回以上 |
| 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | | | | | | | | |
| 三 施設本体 | 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 | 一年に一回以上 | | | | | | | | |
| | 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 一年に一回以上 | | | | | | | | |

2-2 施設本体（既設）

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
|--------------|--------------|---|
| A 基準 B 基準 | — | ※A 基準を参照（ただし、床面及び周囲の B 基準に適合する場合は、当該基準参照） |

3-1 施設本体に付帯する配管等(地上配管) (新設)

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 | | |
|------|--|---|-----------------------|---------|
| A 基準 | <p>第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透(以下「漏えい等」という。)を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。</p> <p>二 略</p> | <p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> | | |
| | | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| | | 四 配管等(地上に設置されている場合に限る。) | 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 | 一年に一回以上 |
| | | | 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 一年に一回以上 |

3-2 施設本体に付帯する配管等（既設地上配管）（既設）

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|--|-----------------------------------|---------|-------|-------------------------|--------------------|---------|-----------------------|---------|
| A 基準 | 第八条の四第一号に適合すること | 第九条の二の二の規定に基づく点検 | | | | | | | | |
| B 基準 | <p>(附則)第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。</p> <p>二 略</p> | <p>(附則) 第四条 (左欄の続き)</p> <p>2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 配管等（地上に設置されている場合に限る。）</td> <td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td>六月に一回以上</td> </tr> <tr> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>六月に一回以上</td> </tr> </tbody> </table> | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | 一 配管等（地上に設置されている場合に限る。） | 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 | 六月に一回以上 | 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 六月に一回以上 |
| 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | | | | | | | | |
| 一 配管等（地上に設置されている場合に限る。） | 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 | 六月に一回以上 | | | | | | | | |
| | 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 六月に一回以上 | | | | | | | | |

4-1 施設本体に付帯する配管等（地下配管）（新設）

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
|------|--|--|
| A 基準 | <p>第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。)は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透(以下「漏えい等」という。)を防止し、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 略</p> | <p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> |

二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) トレンチの中に設置されていること。

(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）

| 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設定 | 点検を行う事項 | 点検の回数 |
|--|---|---|
| 五 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。） | 配管等の亀裂、破損その他の異常の有無 | 一年に一回以上 |
| | 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 一年に一回以上 |
| | トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 | 一年に一回以上 |
| 六 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。） | 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 一年（※）に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。 |

※危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)第六十二条の五の三に規定する地下埋設配管であつて消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月)に一回以上行う場合にあつては、三年

4-2 施設本体に付帯する配管等（既設地下配管）（既設）

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|-----------------------------------|---------|-------|--|--------------------|---------|-----------------------|---------|---------------------------------|---------|--|------------------------|---|
| A基準 | 第八条の四第二号 | 第九条の二の二の規定に基づく点検 | | | | | | | | | | | | | | |
| B基準 | <p>(附則) 第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ トレンチの中に設置されていること。</p> <p>ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> | <p>(附則) 第四条 (左欄からの続き)</p> <p>2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）</td> <td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td>六月に一回以上</td> </tr> <tr> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>六月に一回以上</td> </tr> <tr> <td>トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td>六月に一回以上</td> </tr> <tr> <td>三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）</td> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合いあつては、三月）に一回以上</td> </tr> </tbody> </table> | | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | 二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。） | 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 | 六月に一回以上 | 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 六月に一回以上 | トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 | 六月に一回以上 | 三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。） | 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合いあつては、三月）に一回以上 |
| 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。） | 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 | 六月に一回以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 六月に一回以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| | トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 | 六月に一回以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| 三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。） | 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合いあつては、三月）に一回以上 | | | | | | | | | | | | | | |

5-1 排水溝等（新設）

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 | | |
|-----|---|---|--------------------------|------------|
| A基準 | <p>第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。)は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> | <p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> | | |
| | | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| | | 七 排水溝等 | 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 | 一年（※）に一回以上 |
| | | <p>※ 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年</p> | | |

5-2 排水溝等（既設）

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|---|--|-----------------------------------|---------|-------|------|-------------------------|---------|--|---------------------------|---|
| A基準 | 第八条の五に適合すること | 第九条の二の二の規定に基づく点検 | | | | | | | | | | |
| B基準 | <p>(附則) 第五条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の五に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している限り、適用しない。</p> <p>一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> | <p>(附則) 第五条（左欄からの続き）</p> <p>2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の七の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水溝等</td> <td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無</td> <td>六月に一回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td>一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上</td> </tr> </tbody> </table> | | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | 排水溝等 | 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無 | 六月に一回以上 | | 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無 | 一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上 |
| 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | | | | | | | | | | |
| 排水溝等 | 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無 | 六月に一回以上 | | | | | | | | | | |
| | 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無 | 一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上 | | | | | | | | | | |

6-1 地下貯蔵施設（新設）

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 | | |
|-----|--|---|---|--|
| A基準 | <p>第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> | <p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> | | |
| | | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| | | 八 地下貯蔵施設 | 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 一年（※）に一回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。 |
| | | <p>※ 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第十三条第一項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第二項に規定する二重殻タンクであつて消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含</p> | | |

| | | |
|---|--|---|
| | | <p>む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年</p> |
| <p>※地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表 3-1 又は 4-1 を参照</p> | | |

6-2 地下貯蔵施設（既設）

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|-----------------------------------|---------|-------|-------------------------|---------------------------|---|-----------------------------------|---------|-------|--|---|--|
| A基準 | <p>第八条の六に適合すること</p> | <p>第九条の二の二の規定に基づく点検</p> | | | | | | | | | | | | | |
| B基準 | <p>(附則) 第六条 地下貯蔵施設(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第八条の六に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>二 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。</p> <p>三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> | <p>(附則) 第六条 (左欄からの続き)</p> <p>2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の八の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第三号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 614 2087 874"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 614 1422 722">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="1422 614 1751 722">点検を行う事項</th> <th data-bbox="1751 614 2087 722">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 722 1422 874">一 地下貯蔵施設(二の項に掲げるものを除く。)</td> <td data-bbox="1422 722 1751 874">地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1751 722 2087 874">一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月)に一回以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1093 911 2087 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 911 1422 1023">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="1422 911 1751 1023">点検を行う事項</th> <th data-bbox="1751 911 2087 1023">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1023 1422 1390">二 地下貯蔵施設(前項第二号に適合するもの及び前項第三号に適合するもの(第二号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。))に限る。)</td> <td data-bbox="1422 1023 1751 1390">地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1751 1023 2087 1390">一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</td> </tr> </tbody> </table> | | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | 一 地下貯蔵施設(二の項に掲げるものを除く。) | 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月)に一回以上 | 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | 二 地下貯蔵施設(前項第二号に適合するもの及び前項第三号に適合するもの(第二号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。))に限る。) | 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。 |
| 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | | | | | | | | | | | | | |
| 一 地下貯蔵施設(二の項に掲げるものを除く。) | 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月)に一回以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備 | 点検を行う事項 | 点検の回数 | | | | | | | | | | | | | |
| 二 地下貯蔵施設(前項第二号に適合するもの及び前項第三号に適合するもの(第二号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。))に限る。) | 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。 | | | | | | | | | | | | | |

※地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表 3-2 又は 4-2 を参照

7 使用の方法

| | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
|------------|--|---|
| A基準 | <p>第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。</p> | <p>第九条の二の二 (略)</p> <p>2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。</p> |
| A基準 B基準 | ※A基準を参照 | ※A基準を参照 |

6 罰 則

排水基準の適用を受ける事業場が排水基準に適合しない排水を排出した場合や、各種の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、又は 60 日間の工事の実施制限期間前に着工した場合などには表 9 の罰則がありますので注意してください。

表 9 罰則規定一覧表

| 根拠条文 | 摘 要 | 罰 則 |
|---------|--|---|
| 法第 30 条 | 計画変更命令（法第 8 条又は同条第 2 項）、改善命令（法第 13 条第 1 項、同条の 2 第 1 項又は同条の 3 第 1 項）又は地下水浄化措置命令（法第 14 条の 3 第 1 項又は同条第 2 項）に違反した場合 | 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 |
| 法第 31 条 | ○排水基準（法第 12 条第 1 項）に違反した場合 ○緊急時等の措置命令（法第 14 条の 2 第 4 項又は第 18 条）に違反した場合 | 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ただし、過失により排水基準違反を犯した場合は 3 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金 |
| 法第 32 条 | ○特定施設の設置届出（法第 5 条）、構造等変更届出（法第 7 条）をしなかったり、虚偽の届出をした場合 | 3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 |
| 法第 33 条 | ○特定施設の使用届出（法第 6 条）をせず又は虚偽の届出をした場合 ○工事の実施制限期間（法第 9 条第 1 項）の規定に違反した場合 ○排水の汚染状態の測定（法第 14 条第 1 項）、有害物質使用特定施設等の定期点検（法第 14 条第 5 項）の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合 ○報告及び検査（法第 22 条第 1 項又は同条第 2 項）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 | 30 万円以下の罰金 |
| 法第 34 条 | 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 30～33 条の違反行為をした場合 | その法人又は人に対して各本条の罰金刑 |
| 法第 35 条 | 氏名等の変更届出、特定施設使用廃止届出（法第 10 条）、承継届出（法第 11 条第 3 項）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 | 10 万円以下の過料 |

7 参 考 資 料

- (1) 水質汚濁防止法に定める特定施設
- (2) 有害物質
- (3) 指定物質
- (4) 届出様式
- (5) 排水量の算定方法
- (6) 汚水処理方法
- (7) 県内の分析機関
- (8) 届出提出先及び問い合わせ先一覧

(1) 水質汚濁防止法に定める特定施設

[施行令別表第1、昭46.6.24施行]

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 坑水中和沈でん施設
 - ニ 堀削用の泥水分離施設
- 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの [昭47.10.1追加]
 - イ 豚房施設 (豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。)
 - ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。)
 - ハ 馬房施設 (馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設 (洗びん施設を含む。)
 - ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
 - ホ 精製施設
 - ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗淨施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設 (流送施設を含む。)
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設
 - ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設 (洗びん施設を含む。)
 - ハ 搾汁施設

- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設
- へ 蒸留施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 真空濃縮施設
 - ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）
 - ハ 分離施設
 - ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設
- 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [昭57. 1. 1追加]
 - イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗淨施設
- 18の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [昭57. 1. 1追加]
 - イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗淨施設
- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [昭49. 12.1一部改正]
 - イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練そう
 - ホ シルケット機
 - へ 漂白機及び漂白そう
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
 - リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 洗毛施設
- ロ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 21 の 2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー [昭 57. 1. 1 追加]
- 21 の 3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 [昭 57. 1. 1 追加]
- 21 の 4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [昭 57. 1. 1 追加]
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
 - ト 漂白施設
 - チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
 - リ セロハン製膜施設
 - ヌ 湿式繊維板成型施設
 - ル 廃ガス洗浄施設
- 23 の 2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [昭 57. 1. 1 追加]
 - イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- ~~25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの~~
- ~~イ 塩水精製施設 [平 29. 8. 16 削除]~~
- ~~ロ 電解施設~~
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機

- ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ヌ 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
 - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 - ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 - ロ 静置分離器
 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 蒸留施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設

- ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 蒸留施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ 分離施設
 - ハ ろ過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
 - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
 - チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
 - リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
 - ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
 - ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
 - ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器
 - カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
 - ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
 - タ 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料精製施設
 - ロ 塩析施設
- 38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四ージオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 脱酸施設
 - ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ 抽出施設
- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 石灰づけ施設
- ハ 洗淨施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 - ニ 廃ガス洗淨施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 動物原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 - ホ 廃ガス洗淨施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗淨施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸留施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗淨施設
 - ホ 潤滑油洗淨施設
- 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 [昭57. 1. 1追加]
- 51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型洗淨施設 [昭57. 1. 1追加]
- 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗淨施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ タンニンづけ施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 研摩洗淨施設
 - ロ 廃ガス洗淨施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 抄造施設
 - ロ 成型機
 - ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - ニ 脱水施設
- 59 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 還元そう
 - ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 [昭57. 1. 1追加]
- 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 [平成13. 7. 1追加]
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64の2 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり10,000m³未満の事業場に係るものを除く。） [昭51. 6. 1追加]
- イ 沈でん施設
 - ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めっき施設
- 66の2 エチレンオキシド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
- 66の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの [昭49. 12. 1追加]

- イ ちゅう房施設
- ロ 洗濯施設
- ハ 入浴施設

- 66 の 4 共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 ㎡未満の事業場に係るものを除く。） [昭 63. 10. 1 追加]
- 66 の 5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 ㎡未満の事業場に係るものを除く。） [昭 63. 10. 1 追加]
- 66 の 6 飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 ㎡未満の事業場に係るものを除く。） [昭 63. 10. 1 追加]
- 66 の 7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 ㎡未満の事業場に係るものを除く。） [昭 63. 10. 1 追加]
- 66 の 8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 ㎡未満の事業場に係るものを除く。） [昭 63. 10. 1 追加]
- 67 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68 の 2 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの [昭 54. 5. 10 追加]

- イ ちゅう房施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 入浴施設

- 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 [平 2. 5. 1 改正]
- 69 の 2 卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 ㎡未満の事業場に係るものを除く。） [昭 51. 5. 1 追加 令 2. 4. 1 一部改正]

- イ 卸売場
- ロ 仲卸売場

- 69 の 3 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 ㎡未満の事業場に係るものを除く。） [昭 57. 7. 1 追加]

- イ 卸売場
- ロ 仲卸売場

- 70 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
- 70 の 2 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 ㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） [昭 57. 1. 1 追加 令 2. 4. 1 一部改正]

- 71 自動式車両洗浄施設
- 71 の 2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げ

- るもの
- イ 洗浄施設
- ロ 焼入れ施設

[昭49. 12. 1追加 昭51. 1. 30一部改正]

※ 水質汚濁防止法施行規則（参考）

第1条の2 令別表第1第71号の2の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。

- (1) 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- (2) 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- (3) 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
- (4) 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- (5) 保健所
- (6) 検疫所
- (7) 動物検疫所
- (8) 植物防疫所
- (9) 家畜保健衛生所
- (10) 検査業に属する事業場
- (11) 商品検査業に属する事業場
- (12) 臨床検査業に属する事業場
- (13) 犯罪鑑識施設

71の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設 [昭54. 5. 10追加]

71の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの [昭57. 1. 1追加、平10. 6. 17一部改正]

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（参考）

第7条第1号 汚泥脱水施設（処理能力10m³/日超）

第3号 汚泥焼却施設（PCB処理物を除く）で次のいずれかに該当するもの

- ①処理能力5m³/日超
- ②処理能力200kg/時以上
- ③火格子面積2m²以上

第4号 廃油油水分離施設（処理能力10m³/日超）

第5号 廃油焼却施設（廃PCB等を除く）で次のいずれかに該当するもの

- ①処理能力1m³/日超
- ②処理能力200kg/時以上
- ③火格子面積2m²以上

第6号 廃酸、廃アルカリ中和施設（処理能力50m³/日超）

第8号 廃プラスチック類焼却施設（PCB汚染物質等を除く）で次のいずれかに該当するもの

- ①処理能力100kg/日超
- ②火格子面積2m²以上

- 第11号 汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物分解施設
第12号 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
第12号の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
第13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
- 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
[平3. 10. 1 追加、平12. 3. 1 一部改正]
- 71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
[平3. 10. 1 追加、平12. 3. 1 一部改正]
- 72 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
- 73 下水道終末処理施設
- 74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例関係

概 要

イ 次に示す施設を汚水等排出施設と定め、カドミウム等の有害物質、化学的酸素要求量等の項目について、規制をしている。

汚水等排出施設

- (1) 理化学の実験及び試験研究並びに理化学的検査の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校及び中等教育学校（後期過程に限る。）の理化学の実験の用に供する施設
 - イ 工場及び事業場並びに医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院の理化学の試験研究及び理化学的検査の用に供する施設

(2) 水質汚濁防止法に定める有害物質

[施行令第2条]

表10 有害物質

| | |
|----|---|
| 1 | カドミウム及びその化合物 |
| 2 | シアン化合物 |
| 3 | 有機リン化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)に限る。) |
| 4 | 鉛及びその化合物 |
| 5 | 六価クロム化合物 |
| 6 | 砒素及びその化合物 |
| 7 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 |
| 8 | ポリ塩化ビフェニル |
| 9 | トリクロロエチレン |
| 10 | テトラクロロエチレン |
| 11 | ジクロロメタン |
| 12 | 四塩化炭素 |
| 13 | 1,2-ジクロロエタン |
| 14 | 1,1-ジクロロエチレン |
| 15 | 1,2-ジクロロエチレン |
| 16 | 1,1,1-トリクロロエタン |
| 17 | 1,1,2-トリクロロエタン |
| 18 | 1,3-ジクロロプロペン |
| 19 | テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) |
| 20 | 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン) |
| 21 | S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) |
| 22 | ベンゼン |
| 23 | セレン及びその化合物 |
| 24 | ほう素及びその化合物 |
| 25 | ふっ素及びその化合物 |
| 26 | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 |
| 27 | 塩化ビニルモノマー |
| 28 | 1,4-ジオキサン |

(3) 水質汚濁防止法に定める指定物質

[施行令第3条の3]

表11 指定物質

| | |
|----|---|
| 1 | ホルムアルデヒド |
| 2 | ヒドラジン |
| 3 | ヒドロキシルアミン |
| 4 | 過酸化水素 |
| 5 | 塩化水素 |
| 6 | 水酸化ナトリウム |
| 7 | アクリロニトリル |
| 8 | 水酸化カリウム |
| 9 | アクリルアミド |
| 10 | アクリル酸 |
| 11 | 次亜塩素酸ナトリウム |
| 12 | 二硫化炭素 |
| 13 | 酢酸エチル |
| 14 | メチルターシャリーブチルエーテル(別名 MTBE) |
| 15 | 硫酸 |
| 16 | ホスゲン |
| 17 | 1,2-ジクロロプロパン |
| 18 | クロルスルホン酸 |
| 19 | 塩化チオニル |
| 20 | クロロホルム |
| 21 | 硫酸ジメチル |
| 22 | クロルピクリン |
| 23 | りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロロボス又は DDVP) |
| 24 | ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又は ESP) |
| 25 | トルエン |
| 26 | エピクロロヒドリン |
| 27 | スチレン |
| 28 | キシレン |
| 29 | パラ-ジクロロベンゼン |
| 30 | N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル(別名フェノブカルブ又は BPMC) |
| 31 | 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)-ベンズアミド(別名プロピザミド) |
| 32 | テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又は TPN) |
| 33 | チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又は MEP) |
| 34 | チオりん酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又は IBP) |
| 35 | 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン) |
| 36 | チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジン) |
| 37 | チオりん酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン) |
| 38 | 4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又は CNP) |
| 39 | チオりん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス) |
| 40 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) |

| | |
|----|--|
| 41 | エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ) |
| 42 | 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン) |
| 43 | 臭素 |
| 44 | アルミニウム及びその化合物 |
| 45 | ニッケル及びその化合物 |
| 46 | モリブデン及びその化合物 |
| 47 | アンチモン及びその化合物 |
| 48 | 塩素酸及びその塩 |
| 49 | 臭素酸及びその塩 |
| 50 | クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。) |
| 51 | マンガン及びその化合物 |
| 52 | 鉄及びその化合物 |
| 53 | 銅及びその化合物 |
| 54 | 亜鉛及びその化合物 |
| 55 | フェノール類及びその塩類 |
| 56 | 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン) |
| 57 | アニリン |
| 58 | ペルフルオロオクタン酸(別名 PFOA) 及びその塩 |
| 59 | ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名 PFOS) 及びその塩 |
| 60 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |

(4) 届出様式

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

届出者

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|------------------|-----------------------------|---|--------|-------|
| 工場又は事業場の名称 | | | ※整理番号 | |
| 工場又は事業場の所在地 | | | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 第5条第1項関係 | 特定施設の種類 | | ※施設番号 | |
| | 有害物質使用特定施設の該当の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> | ※審査結果 | |
| | △特定施設の構造 | 別紙1のとおり。 | ※備考 | |
| | △特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。) | 別紙1の2のとおり。 | | |
| | △特定施設の使用の方法 | 別紙2のとおり。 | | |
| | △汚水等の処理の方法 | 別紙3のとおり。 | | |
| | △排出水の汚染状態及び量 | 別紙4のとおり。 | | |
| | △排出水の排水系統別の汚染状態及び量 | 別紙5のとおり。 | | |
| △排出水に係る用水及び排水の系統 | 別紙6のとおり。 | | | |
| 第5条第2項関係 | 有害物質使用特定施設の種類 | | | |
| | △有害物質使用特定施設の構造 | 別紙7のとおり。 | | |
| | △有害物質使用特定施設の使用の方法 | 別紙8のとおり。 | | |
| | △汚水等の処理の方法 | 別紙9のとおり。 | | |
| | △特定地下浸透水の浸透の方法 | 別紙10のとおり。 | | |
| | △特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統 | 別紙11のとおり。 | | |

様式第1 (裏面)

| | | | | |
|----------|---|--|--|--|
| 第5条第3項関係 | 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 | <input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設 | | |
| | △有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造 | 別紙12のとおり。 | | |
| | △有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備 | 別紙13のとおり。 | | |
| | △有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法 | 別紙14のとおり。 | | |
| | △施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 | 別紙15のとおり。 | | |

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙1

特定施設の構造

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 工場又は事業場における施設番号 | | |
| 特定施設番号及び名称 | | |
| 型 式 | | |
| 構 造 | | |
| 主 要 寸 法 | | |
| 能 力 | | |
| 配 置 | | |
| 設 置 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事完成予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 使用開始予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| その他参考となるべき事項 | | |

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙1の2

特定施設の設備

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 工場又は事業場における施設番号 | | |
| 特定施設番号及び名称 | | |
| 設 備 | | |
| 構 造 | | |
| 主 要 寸 法 | | |
| 配 置 | | |
| 設 置 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事完成予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 使用開始予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| その他参考となるべき事項 | | |

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙2

特定施設の使用の方法

| | | | | | |
|----------------------------------|-------|----|----|----|----|
| 工場又は事業場における施設番号 | | | | | |
| 特定施設番号及び名称 | | | | | |
| 設置場所 | | | | | |
| 操業の系統 | | | | | |
| 使用時間間隔 | | | | | |
| 1日当たりの使用時間 | | | | | |
| 使用の季節的変動 | | | | | |
| 原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量 | | | | | |
| 汚水等の汚染状態 | 種類・項目 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | | | | | |
| 汚水等の量 (m ³ /日) | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | | | | | |
| その他参考となるべく事項 | | | | | |

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙3

汚水等の処理の方法

| | | | | | | | | | |
|------------------------|-----------------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 工場又は事業場における施設番号 | | | | | | | | | |
| 処理施設の設置場所 | | | | | | | | | |
| 設置年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 工事着手予定年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 工事完成予定年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 使用開始予定年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 種類及び型式 | | | | | | | | | |
| 構造 | | | | | | | | | |
| 主要寸法 | | | | | | | | | |
| 能力 | | | | | | | | | |
| 処理の方式 | | | | | | | | | |
| 処理の系統 | | | | | | | | | |
| 集水及び導水の方法 | | | | | | | | | |
| 使用時間間隔 | | | | | | | | | |
| 1日当たりの使用時間 | | | | | | | | | |
| 使用の季節変動 | | | | | | | | | |
| 消耗資材の1日当たりの用途別使用量 | | | | | | | | | |
| 汚水等の汚染状態及び量 | 種類・項目 | 通常 | | 最大 | | 通常 | | 最大 | |
| | | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| | 量 (m ³ /日) | | | | | | | | |
| 残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法 | | | | | | | | | |
| 排出水の排出方法 | | | | | | | | | |
| その他参考となるべき事項 | | | | | | | | | |

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙4

排出水の汚染状態及び量

| | | | | | |
|------------------------------|-------|----|----|----|----|
| 工場又は事業場における施設番号 | | | | | |
| 排出水の汚染状態 | 種類・項目 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | | | | | |
| 排出水の量 (m ³ /日) | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | | | | | |
| その他参考となるべく 事項 | | | | | |

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙5

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

| 特定排水 | 業種その他の区分 | 汚染状態 (mg/L) | | 水 量 (m ³ /日) | | | 汚濁負荷量 (kg/日) | | ※ | |
|-----------|----------|-------------|----|-------------------------|----|----------------|----------------|----------------|---|----|
| | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | Q _o | Q _i | Q _j | | 通常 |
| | 合計 | | | | | | | | | |
| 特定排水以外の排水 | 種類及び用途 | 汚染状態 (mg/L) | | 水量 (m ³ /日) | | 汚濁負荷量 (kg/日) | | / | | |
| | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | |
| その他の参考事項 | | | | | | | | | | |

- 備考 1 汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、化学的酸素要求量について記載すること。
 2 ※印の欄には記載しないこと。

別紙6

用水及び排水の系統

| | | | |
|----------------------------|------------|--------------|--------------------------------|
| <p>用水及び排水の系統</p> | | | |
| <p>用 途 別 用 水 使 用 量</p> | <p>用 途</p> | <p>使 用 水</p> | <p>用水使用量 (m³/日)</p> |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別紙7

有害物質使用特定施設の構造

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 工場又は事業場における施設番号 | | |
| 特定施設番号及び名称 | | |
| 型 式 | | |
| 構 造 | | |
| 主 要 寸 法 | | |
| 能 力 | | |
| 配 置 | | |
| 設 置 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事完成予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 使用開始予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| その他参考となるべき事項 | | |

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙8

有害物質使用特定施設の使用の方法

| | | | | | |
|----------------------------------|----|----|----|----|----|
| 工場又は事業場における施設番号 | | | | | |
| 特定施設番号及び名称 | | | | | |
| 設置場所 | | | | | |
| 操業の系統 | | | | | |
| 使用時間間隔 | | | | | |
| 1日当たりの使用時間 | | | | | |
| 使用の季節的変動 | | | | | |
| 原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量 | | | | | |
| 汚水等の汚染状態 | 種類 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | | | | | |
| 汚水等の量 (m ³ /日) | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | | | | | |
| その他参考となるべき事項 | | | | | |

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

別紙9

汚水等の処理の方法

| | | | | | | | | | |
|------------------------|-----------------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 工場又は事業場における施設番号 | | | | | | | | | |
| 処理施設の設置場所 | | | | | | | | | |
| 設置年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 工事着手予定年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 工事完成予定年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 使用開始予定年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 種類及び型式 | | | | | | | | | |
| 構造 | | | | | | | | | |
| 主要寸法 | | | | | | | | | |
| 能力 | | | | | | | | | |
| 処理の方式 | | | | | | | | | |
| 処理の系統 | | | | | | | | | |
| 集水及び導水の方法 | | | | | | | | | |
| 使用時間間隔 | | | | | | | | | |
| 1日当たりの使用時間 | | | | | | | | | |
| 使用の季節変動 | | | | | | | | | |
| 消耗資材の1日当たりの用途別使用量 | | | | | | | | | |
| 汚水等の汚染状態及び量 | 種類 | 通常 | | 最大 | | 通常 | | 最大 | |
| | | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| | 量 (m ³ /日) | | | | | | | | |
| 残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法 | | | | | | | | | |
| その他参考となるべき事項 | | | | | | | | | |

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

別紙 10

特定地下浸透水の浸透の方法

| | | | | | | | |
|-------------|--------------------------|----|----|----|----|----|----|
| 浸透施設の位置 | | | | | | | |
| 浸透施設の数 | | | | | | | |
| 浸透水 | 工場又は事業場における施設番号 | | | | | | |
| | 量 (m ³ / 日) | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | | | | | | | |
| その他参考とすべき事項 | | | | | | | |

別紙 11

特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統

| | | | |
|----------------------------|------------|--------------|--------------------------------|
| <p>用水及び排水の系統</p> | | | |
| <p>用 途 別 用 水 使 用 量</p> | <p>用 途</p> | <p>使 用 水</p> | <p>用水使用量 (m³/日)</p> |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別紙 12

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

| | | |
|--------------------------|-------|-------|
| 工場又は事業場における施設番号 | | |
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 | | |
| 型 式 | | |
| 構 造 | | |
| 主 要 寸 法 | | |
| 能 力 | | |
| 配 置 | | |
| 床 面 及 び 周 囲 | | |
| 設 置 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事完成予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 使用開始予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| その他参考となるべき事項 | | |

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙13

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

| | | |
|--------------------------|-------|-------|
| 工場又は事業場における施設番号 | | |
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 | | |
| 設 備 | | |
| 構 造 | | |
| 主 要 寸 法 | | |
| 配 置 | | |
| 設 置 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事完成予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 使用開始予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| その他参考となるべき事項 | | |

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

| | | |
|---|--|--|
| 工場又は事業場における施設番号 | | |
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 | | |
| 設 置 場 所 | | |
| 操 業 の 系 統 | | |
| 使 用 時 間 間 隔 | | |
| 1日当たりの使用時間 | | |
| 使用の季節的変動 | | |
| 原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。) | | |
| 貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。) | | |
| その他参考となるべき事項 | | |

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

| | | | |
|---|------------|--------------|-----------------------------|
| <p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p> | | | |
| <p>用途別用水量</p> | <p>用 途</p> | <p>使 用 水</p> | <p>用水量(m³/日)</p> |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

その他参考事項

イ 参考事項

| | |
|-------------|--------|
| 工 場 敷 地 面 積 | |
| 工 場 建 坪 面 積 | |
| 資 本 の 額 | |
| 操 業 時 間 | 時 ~ 時 |
| 従 業 者 数 | |
| 用 途 地 域 | |
| 主 要 製 品 名 | |
| そ の 他 | |
| 記 載 責 任 者 | |
| 電 話 | |
| 設 計 事 務 所 等 | (事務所名) |
| (担当者) | (電話) |

ロ 工場周辺の見取図（添付第 図のとおり）

変更説明書

| | |
|---------|--|
| 変更の目的 | |
| 変更の内容 | |
| 排水量の変更 | |
| 排水処理の変更 | |
| その他特記事項 | |

様式第5（第7条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

〔 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 〕

届出者

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のように届出ます。

| | | | | |
|-------|-------|-------|--------|-------|
| 変更の内容 | 変更前 | | ※整理番号 | |
| | 変更後 | | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 変更年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | ※施設番号 | |
| 変更の理由 | | | ※備考 | |

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6（第7条関係）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕

届出者

特定施設（有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|-----------------------|-------|---------|-------|
| 工場又は事業場の名称 | | ※ 整理番号 | |
| 工場又は事業場の所在地 | | ※ 受理年月日 | 年 月 日 |
| 特定施設の種別 | | ※ 施設番号 | |
| 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所 | | ※ 備 考 | |
| 使用廃止の年月日 | 年 月 日 | | |
| 使用廃止の理由 | | | |

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7（第8条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

〔 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 〕

届出者

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に係る届出者の地位を継承したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|-----------------------|-------------|-------------|-------|-------|
| 工場又は事業場の名称 | | ※ 整 理 番 号 | | |
| 工場又は事業場の所在地 | | ※ 受 理 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 特 定 施 設 の 種 類 | | ※ 施 設 番 号 | | |
| 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所 | | ※ 備 考 | | |
| 承 継 の 年 月 日 | | | | 年 月 日 |
| 被 承 継 者 | 氏 名 又 は 名 称 | | | |
| | 住 所 | | | |
| 承 継 の 原 因 | | | | |

- 備 考
- 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

工事実施制限の期間短縮願

年 月 日

宮崎市長 殿

〔 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 〕

届出者

水質汚濁防止法第9条第2項（みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第41条第2項）に基づき、工事実施制限の期間を下記により短縮くださるようお願いいたします。

| | | | |
|---------------------|-------|----------------------|-------|
| 工場又は事業場の名 称 | | ※整理番号 | |
| 工場又は事業場の所 在 地 | | ※受理年月日 | |
| 特 定 施 設 の 種 類 | | ※施設番号 | |
| 届出工事着手 予 定 年 月 日 | 年 月 日 | 工事着手希望 日 | 年 月 日 |
| 届出工事完成 予 定 年 月 日 | 年 月 日 | 短縮後工事完成 予 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 届出使用開始 予 定 年 月 日 | 年 月 日 | 使 用 開 始 日 | 年 月 日 |
| 期間短縮を必要とする理由 | | | |

| | | | | | |
|-------|--|-----|--|-----|--|
| 記載責任者 | | 所 属 | | 電 話 | |
|-------|--|-----|--|-----|--|

※ 欄は記入しないこと。

| | |
|----------------|----|
| ※ 判 定 適 ・ 否 | 理由 |
|----------------|----|

委 任 状

私は、
を代理人として、次の権限を
委任します。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防
止法、水質汚濁防止法及びみやざき県民の住みよい環境の保全等
に関する条例の規定に基づく諸届出に関する一切の権限

年 月 日

本社所在地

名 称

代表者氏名

様式5（水質汚濁防止法第14条の2関係 参考）

事故時の措置届出書

年 月 日

宮崎市長

殿

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕

届出者

水質汚濁防止法第14条の2第1項、第2項又は第3項の規定により、事故時の措置について、次のとおり届け出ます。

| | |
|--------------------------|--|
| 工場又は事業場の名称 | |
| 工場又は事業場の所在地 | |
| 特定施設の種類の種類（特定事業場に該当する場合） | |
| 事故発生の日時 | |
| 事後発生の場所 | |
| 事故発生の原因 | |
| 油の流出量 | |
| 周辺の状況 | |
| 汚染の拡大予想 | |
| 講じた措置の内容 | |

備考1 様式については、上記の内容が記載してあれば、この限りではありません。

2 必要に応じ図面、写真等を添付してください。

(5) 排水量の算定方法

日間平均排水量の算定は、次のいずれかの方法によって行う。

- ① 正常に操業している時点において1日1回、週3日以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行い、形式により求めた量を1日当りの平均的な排水の量とする。
なお、季節的に大幅に排出量の変動する場合は、通常の操業時期を対象とする。

$$Q = \frac{q_1 t_1 + q_2 t_2 + \dots + q_n t_n}{n}$$

Q : 1日当りの平均的排水の量(m³/日)

q_n : 実測流量(m³/秒)

t_n : q_nの測定を行った日の実質操業時間(秒)

n = 測定回数

- ② 年間を通じてほぼ恒常的な操業を行い、かつ、使用水が水道のみによる場合は、次式によることができる。

$$Q = \frac{Q_T - Q_0}{n}$$

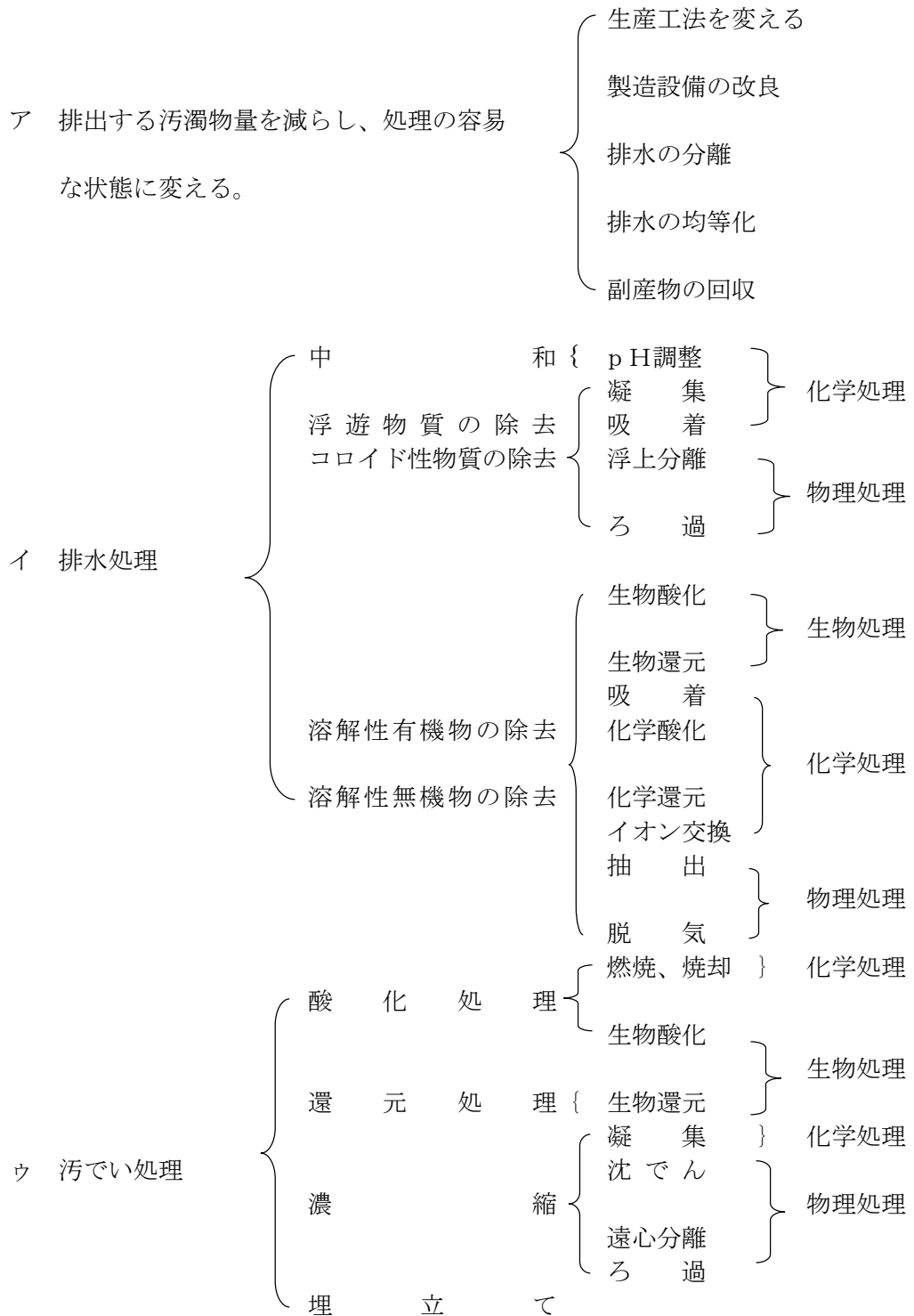
Q_T : 1ヶ月間の水道使用量

Q₀ : 製造工程等で明らかに消費される水量(実測若しくは、生産量によって明らかに消費水量が把握できる場合に限る。)

n : 1ヶ月間の操業日数

(6) 汚水処理方法

工場排水処理の分類



(7) 県内の分析機関

計量法第107条に基づく水質分析関係登録事業場一覧表

(令和5年3月31日現在)

| 登録番号 | 名 称 | 事業所の所在地 | T E L |
|-------|---------------------------------|----------------|--------------|
| 環計第1号 | (株)東洋環境分析センター 宮 崎 事 業 所 | 宮崎市田代町100番地 | 0985-24-1122 |
| ” 3 | (公財)宮崎県環境科学協会 | 宮崎市大字田吉6258-20 | 0985-51-2077 |
| ” 10 | (株)東洋検査センター 延 岡 事 業 所 | 延岡市旭町7丁目4319 | 0982-22-5312 |
| ” 16 | 西日本環境技研(株) | 小林市東方3771-3 | 0984-23-4562 |
| ” 17 | (株)アクア分析センター | 都城市下川東2丁目13-12 | 0986-26-6114 |
| ” 20 | (株)南日本環境センター | 延岡市小野町4138番地1 | 0982-22-3311 |
| ” 23 | JA 宮崎経済連 農産物 総 合 検 査 セ ン タ ー | 宮崎市生目台西3丁目2番地2 | 0985-63-5641 |

(8) 届出書提出先及び問い合わせ先一覧

| 施設の所在地 | 届出書提出先 | 住 所 | 電 話 |
|------------------|-----------------------|----------------------------------|--------------|
| 宮崎市 | 宮崎市 環境指導課 環境対策係 | 〒880-8505 宮崎市橘通西1の1の1 | 0985-21-1763 |
| 東諸県郡 | 中央保健所 衛生環境課 | 〒880-0032 宮崎市霧島1の1の2 | 0985-28-2111 |
| 日南市、串間市 | 日南保健所 衛生環境課 | 〒889-2536 日南市吾田西1の5の10 | 0987-23-3141 |
| 都城市、北諸県郡 | 都城保健所 衛生環境課 | 〒885-0012 都城市上川東3の14の3 | 0986-23-4504 |
| 小林市、えびの市 西諸県郡 | 小林保健所 衛生環境課 | 〒886-0003 小林市大字堤3020の13 | 0984-23-3118 |
| 西都市、児湯郡 | 高鍋保健所 衛生環境課 | 〒884-0004 児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120の1 | 0983-22-1330 |
| 日向市、東臼杵郡 | 日向保健所 衛生環境課 | 〒883-0041 日向市北町2の16 | 0982-52-5101 |
| 延岡市 | 延岡保健所 衛生環境課 | 〒882-0803 延岡市大貫町1の2840 | 0982-33-5373 |
| 西臼杵郡 | 高千穂保健所 衛生環境課 | 〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井1086の1 | 0982-72-2168 |